

令和8年（2026年）度

企画提案仕様書概要

札幌市

目次

1. 業務名	3
2. 業務期間	3
3. 業務概要	3
(参考) 本市における情報政策案件評価の観点	3

1. 業務名

情報政策技術支援業務

2. 業務期間

契約締結日～令和9年（2027年）3月31日

3. 業務概要

本市では、情報技術の分野に詳しい民間人から、本市が行う情報システムの新規開発・改修・更改の実施、又はクラウドサービス等の利用（以下、「情報政策案件」という。）に関する技術的な助言、費用の妥当性及びセキュリティの妥当性への評価の支援を受け、情報政策案件の適正化を図る取り組みを実施している。

近年、情報政策評価は単なるシステム評価に留まらず、長期的なIT投資管理の視点における手法の最適化や最新技術（モダン化）の活用など、その内容は高度化・複雑化している。これに伴い、変化する最新技術を活用し、効率的な手法を導入することの重要度が、これまで以上に高まっていることから、絶えず業務改善を行い最適な手法を導入していく必要がある。

本件業務は、本市の情報政策案件の方針及び費用を適正化するための指導及び調整を行うため、情報政策技術専門員（以下「専門員」という。）として、技術的、専門的な観点からの助言等を行うこと及び情報政策案件を審議するための会議で専門的な立場から必要に応じて意見を述べることを委託するものである。

（参考）本市における情報政策案件評価の観点

本市の情報政策案件についてはデジタル戦略推進局が中心となって調整を実施しており、その際には以下の観点で評価を行い、必要に応じてシステム所管課に対し指導・調整を行っている。

専門員は、本市が行う情報政策案件の評価に対し、専門的な立場から積極的に意見や助言を行い、事業者の提案内容・見積りについて、見積根拠の精緻化がなされているか、また、目的達成のために効率的な手法が選択されているかを、技術的・専門的見地から検証し、評価を行う。

（1）手法の妥当性

- ア 課題が明確化されており、解決の必要性が認められるか。
- イ 課題の原因及び現状の分析がされており、当該情報政策はその解決策として適切な手法となっているか。
- ウ 目的を達成するための他の手段と比較して合理的な手法か。
- エ 現在又は将来の二重投資を最小化できる手法か。
- オ 市が定める情報政策の原則を考慮しているか。

（2）費用の妥当性

- ア 情報政策案件の要求内容を適切に示した仕様書を作成しているか。
- イ 情報政策案件に対応したシステム開発等に必要な費用とその見積内容が適切に説明

できるか。クラウドサービス等の選定にあたって、複数社の見積比較などを行って費用の妥当性を説明できるか。

(3) 情報セキュリティ対策の妥当性

札幌市情報セキュリティポリシーに則った対策が行われているか。